

2023年3月8日

各位

株式会社 西京銀行
取締役頭取 松岡 健

カードローン契約における相続開始時の取扱改定について

西京銀行は、カードローンのご契約者さまが亡くなられた際の手続きの見直しを行い、カードローン契約規定の期限の利益喪失事由から「相続の開始があったとき」を削除し、相続の開始があったことのみを理由として期限の利益を喪失させ、一括返済を求めない取扱いとしますので、下記のとおりお知らせします。

なお、改定後の規定は、新たにカードローン契約をいただくお客さまだけでなく、改定前にご契約いただいているお客さまにも適用されます。

記

1. 対象となるカードローン商品
当行取扱いの全個人向け無担保カードローン
2. 取扱い開始日
2023年3月8日
3. 相続開始時のお手続き
万が一相続が発生した場合は、当行営業店窓口へご相談ください。
4. カードローン契約規定改定内容
(即時支払)

変更前	変更後
次の事由が一つでも生じた場合には、この契約による債務全額について期限の利益を失い、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。 (略) (4) 銀行が相続の開始があったことを知ったとき。	次の事由が一つでも生じた場合には、この契約による債務全額について期限の利益を失い、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。 (略) (削除)

その他ご不明な点がございましたら、最寄りの支店または下記までお問い合わせください。
今後もお客さま本位の観点より、内部体制等の整備を行ってまいります。

以上

◆本件に関するお問い合わせ
西京銀行 審査部 (担当: 山本)
TEL 0834-22-7662